

被措置児童等虐待通報義務等の対象拡大に伴う処遇部会への報告対象の拡大について（報告）

1 被措置児童等虐待通報義務等の対象拡大

- 処遇部会においては「被措置児童等虐待の報告事項について意見を述べること」が審議事項の一つ
- 札幌市ではこれまで、児童養護施設等で虐待が発生した際に部会へ報告を行ってきた

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）
（令和7年10月1日施行）

- 虐待等が発見された際の通報義務等の対象に保育所等が追加（別紙参照）
- 通報を受けた所管行政庁は、以下のことを行う
 - ①情報収集・事実確認
 - ②虐待有無の判断・指導等の方針決定
 - ③安全確保措置・子どもに対する支援の実施
 - ④児童福祉審議会等への報告

令和8年度以降の対応

児童養護施設等に加え、保育所等における虐待通報についても、札幌市における児童福祉審議会の位置づけである子ども・子育て会議内の「処遇部会」にて報告する。

2 報告方法（被措置児童等虐待に関すること）

- 報告対象が拡大となることから、報告件数が増える可能性を踏まえ、令和8年度以降、処遇部会を原則年間4回（5月、8月、11月、2月）開催予定
- 措置を講じた全ての事案について概要を報告しつつ、重大な事案や判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、効果的な報告となるようにしたい

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける。**
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館